



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【漁調委指示】

あさりの繁殖保護のための殻長制限	2
船舶を錨止めして行う釣りの禁止	2

漁 業 調 整 委 員 会 指 示**島根海区漁業調整委員会指示第22－2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、あさりの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

平成23年 3 月31日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

中海（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）及び境水道（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）において殻長3センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、中海及び境水道への移植放流又は試験研究等を目的として、島根海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までとする。

島根海区漁業調整委員会指示第22－3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（日御碕神社浜の鳥居南端、小亀島最高頂点及び出雲市神戸川河口中央の各点を順次結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者が船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして行う釣りを禁止する。ただし、6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会長があらかじめ承認した者については、この限りでない。

なお、この指示の有効期間は、平成23年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までとする。

平成23年 3 月31日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏